

【オプトレ!】店頭通貨バイナリーオプション取引約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新	旧
<p>■個人情報保護方針</p>	<p>(削除)</p>	<p>■個人情報保護方針</p> <p><u>ワイジェイ FX 株式会社 (以下、「当社」といいます。) は、お客さまの個人情報、個人番号及び特定個人情報 (以下、本方針ではすべてを総称し、「個人情報」といいます。) の重要性を十分に認識し、個人情報等を適切に取扱うために、当社における個人情報等の取扱い方針を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの個人情報の保護に万全をつくしてまいります。</u></p> <p><u>1. 当社は、お客さまの個人情報の適正な取扱いに関する関係法令その他の規範を遵守いたします。</u></p> <p><u>2. 当社は、お客さまの個人情報を適正に取得いたします。また、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内において使用いたします。</u></p> <p><u>3. 当社では、すべての役職員が個人情報保護の重要性を理解し、お客さまの個人情報を適切に取扱うよう教育いたします。</u></p> <p><u>4. 当社は、お客さまの個人情報に関し、不正アクセス、個人情報の紛失、改ざんおよび漏洩等の防止に努め、適切な安全管理措置を実施いたします。</u></p> <p><u>5. 当社は、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはいたしません。個人番号については、法令に定める場合を除き、お客さまの同意があっても第三者に提供することはいたしません。</u></p> <p><u>6. 当社がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。</u></p> <p><u>7. 当社では、お客さまの個人情報の開示・訂正等の手続を定めます。また、個人情報の取扱いに関するご意見・お問合せを承ります。</u></p> <p><u>8. 当社は、個人情報保護のための管理体制および取組みを継続的に見直し、その改善に努めてまいります。</u></p> <p><u>なお、詳細については「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。</u></p>

<p>■個人情報の取扱いについて</p>	<p>(削除)</p>	<p>■個人情報の取扱いについて</p> <p>1. <u>お客様の個人情報の利用目的</u> <u>当社は、お客様の個人情報を、次の事業内容及び利用目的の達成に必要な範囲内において取扱うものとし、法令により許される場合でない限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、お客様の個人情報を利用いたしません。</u></p> <p>(1) <u>当社の事業内容</u></p> <p>1. <u>金融商品取引業（有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の引受け業務等）及び金融商品取引業に付随する業務</u> 2. <u>その他金融商品取引業者が行うことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）</u></p> <p>(2) <u>利用目的</u></p> <p>1. <u>金融商品取引法に基づく金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</u> 2. <u>当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため</u> 3. <u>適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため</u> 4. <u>お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため</u> 5. <u>お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため</u> 6. <u>お客様との取引又は口座の管理等に関する事務を行うため</u> 7. <u>市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</u> 8. <u>取引に係る判断又は管理のため</u> 9. <u>その他、取引を適切かつ円滑に推進又は履行するため</u></p> <p><u>上記各号の利用目的に関わらず、個人番号については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務」に限り利用いたします。</u> <u>なお、金融商品取引業等に関する内閣府令等の規定に基づき、当社は、業務を行う際に知り得たお客様に関する人種、信条、門地、本籍地、社会的身分、保健医療又は犯罪歴についての情報その他の特別な非公開情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目</u></p>
----------------------	-------------	--

		<p><u>的のために利用もしくは第三者提供いたしません。</u></p> <p><u>2. 個人情報の適正な取得について</u> <u>当社は、以下のような取得元等から業務上必要な範囲で個人情報を取得いたします。</u></p> <p><u>1. 口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客さまに入力していただいた情報</u></p> <p><u>2. 市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報</u></p> <p><u>3. 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報</u></p> <p><u>4. お客さまとの電話通話の録音及び電子メールの受信により取得した情報</u></p> <p><u>5. お客さまが当社ホームページ等にアクセスされた際に、当社が記録するログにより取得した情報</u></p> <p><u>3. 個人情報の第三者提供について</u> <u>当社は、法令に基づく場合、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を委託する場合、法令に許される場合を除き、個人情報をお客さまの承諾なしに当社以外の第三者に提供することはありません。</u> <u>なお、下記の場合についてはこの限りではなく、当社が保護措置を講じた上でお客さまの個人情報（個人番号を除く）を当社グループ会社に提供することがあります。</u></p> <p><u>(1) 提供先</u> <u>ヤフー株式会社</u></p> <p><u>(2) 利用目的</u> <u>ヤフー株式会社の定める「プライバシーポリシー※」の利用目的に準ずる</u> <u><リンク先としてここに飛ばします></u> <u>https://about.yahoo.co.jp/docs/info/terms/chapter1.html#cf2nd</u></p> <p><u>(3) 提供する個人情報（氏名及び個人番号を除く）</u> <u>属性情報（住所・生年月日・年収・金融資産等）・取引情報（入出金・売買履歴）等</u></p> <p><u>(4) 提供方法</u> <u>電磁媒体等の電磁的方法又は当社所定の方法</u></p>
--	--	---

		<p><u>4. 安全管理措置の実施について</u> <u>当社は、個人情報への不正アクセスや、個人情報の紛失、改ざんおよび漏洩等を防止するために、必要かつ適切な組織的・人的・技術的・物理的な安全管理措置を実施して、お客様の個人情報を適切に管理いたします。</u></p> <p><u>5. 継続的改善</u> <u>当社は、お客様の個人情報の適正な取扱いを図るため、この取扱い方針は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。</u></p> <p><u>6. 個人情報の取扱いの委託について</u> <u>当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報（個人番号を除く）を外部委託先に取り扱わせている業務は、以下のようになります。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. お客様にお送りするための書面の印刷もしくは発送業務</u> <u>2. 情報システムの運用・保守に関する業務</u> <u>3. 業務に関する帳簿書類を保管する業務</u> <p><u>7. 開示等のご請求手続きについて</u> <u>当社はお客様の個人情報を、正確かつ最新の状態で管理するよう努めてまいります。また、お客様ご本人または正当な権限を有する代理人から当社が登録している個人情報について開示の請求、訂正、削除等のお申出、個人情報の取扱いに関する相談、苦情に対して下記当社窓口にて誠実に対応し、万が一登録情報に誤りがあった場合は、速やかに訂正または削除いたします。</u></p> <p><u>8. お問い合わせ先</u> <u>当社は、お客様からいただいた個人情報に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社下記窓口までお申し出ください。</u> <u>YJFX!お客様サービスセンター</u> <u>電話番号：0120-724-277</u> <u>受付時間：月曜 午前7:00～土曜 午前7:00（夏時間は午前6:00まで）</u></p>
--	--	--

		<p>9. 当社の加盟する認定個人情報保護団体</p> <p><u>当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく認定を受けた認定個人情報保護団体である次の団体に加盟しております。当該団体では、加盟会社が行う金融先物取引業に係る個人情報の取扱いについての苦情・相談を受け付けています。</u></p> <p><u>日本証券業協会 個人情報相談室</u> <u>電話番号：03-3667-8427</u> <u>URL：http://www.jsda.or.jp/</u></p> <p><u>一般社団法人金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室</u> <u>電話番号：03-5280-0881</u> <u>URL：http://www.ffaj.or.jp/hogodantai/index.html</u></p> <p><u>制定日：2013年6月14日</u> <u>改定日：2018年1月18日</u> <u>ワイジェイFX株式会社</u></p>
--	--	--

<p>第 1 条 (本約款の趣旨)</p>	<p>1. この約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまがワイジェイ FX 株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う店頭通貨バイナリーオプション取引（以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。）に関して、当社の取引システム（以下「本システム」といいます。）によりお客さまに提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。なお、本約款で使用する本取引特有の用語は、店頭通貨バイナリーオプション取引説明書（以下「取引説明書」といいます。）の<u>関連箇所</u>または用語集において説明しています。</p> <p>(省略)</p>	<p>1. この約款（以下「本約款」といいます。）は、お客さまがワイジェイ FX 株式会社（以下「当社」といいます。）との間でインターネットを利用して行う店頭通貨バイナリーオプション取引（以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。）に関して、当社の取引システム（以下「本システム」といいます。）によりお客さまに提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の特徴、取引条件、仕組みおよびリスク、ならびに本取引における権利義務関係に関するお客さまと当社との間の取り決めです。なお、本約款で使用する本取引特有の用語は、店頭通貨バイナリーオプション取引説明書（以下「取引説明書」といいます。）の<u>関連箇所</u>または用語集において説明しています。</p> <p>(省略)</p>
<p>第 6 条 (知識確認テストおよび取引の適格要件)</p>	<p>(省略)</p> <p>(個人のお客さまの場合)</p> <p>(省略)</p> <p>(7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと。</p> <p><u>(8) お客さまが外国 PEPs (Politically Exposed Persons の略。外国の政府等において重要な地位を占める者 (外国の国家元首等) とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。)</u> に該当しないこと。</p> <p><u>(9) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座はお客さまの外貨 ex 口座となることを同意いただけること。</u></p> <p><u>(10) 金融先物取引業者に勤務していないこと。</u></p>	<p>(省略)</p> <p>(個人のお客さまの場合)</p> <p>(省略)</p> <p>(7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと、<u>または反社会的勢力 (法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。)</u> の一員でないこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8) お客さまが当社より払い戻す金銭の受取口座はお客さまの外貨 ex 口座となることを同意いただけること。</u></p> <p><u>(9) 外国為替証拠金取引業者に勤務していないこと。</u></p>

<p>(11) <u>店頭通貨バイナリーオプションの知識について当社が定める水準を超えていることが確認できていること。</u></p> <p>(12) <u>外国為替証拠金取引「外貨 ex」において当社が定める基準を満たしていること。</u></p> <p>(13) <u>その他デリバティブ取引に関する投資経験年数が1年以上あり、店頭通貨バイナリーオプション取引に関する知識、保有する金融資産額および収入、投資目的、ならびにお客さまの申告する取引限度額または損失限度額等について当社所定の基準を満たしていること。</u></p> <p>(14) <u>反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</u></p> <p>(15) <u>その他当社が定める基準を満たしていること。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(法人のお客さまの場合) (省略)</p> <p>(9) <u>マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(11) <u>お客さまが外国 PEPs (Politically Exposed Persons の略。外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。）に該当しないこと。</u></p> <p>(12) <u>金融商品取引業者でないこと</u></p>	<p>(10) <u>店頭通貨バイナリーオプションの知識について当社が定める水準を超えていることが確認できていること。</u></p> <p>(11) <u>外国為替証拠金取引「外貨 ex」において当社が定める基準を満たしていること。</u></p> <p>(12) <u>その他デリバティブ取引に関する投資経験年数が1年以上あり、店頭通貨バイナリーオプション取引に関する知識、保有する金融資産額および収入、投資目的、ならびにお客さまの申告する取引限度額または損失限度額等について当社所定の基準を満たしていること</u></p> <p>(新設)</p> <p>(13) <u>その他当社が定める基準を満たしていること。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(法人のお客さまの場合) (省略)</p> <p>(9) <u>マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用するために店頭通貨バイナリーオプション取引を行わないこと、または反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(11) <u>金融商品取引業者でないこと</u></p>
---	---

	<p><u>(13) 外国為替証拠金取引「外貨 ex」において当社が定める基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(14) 取引担当者が店頭通貨バイナリーオプションの知識について当社が定める水準を超えていることが確認でき、またその他デリバティブ取引に関する投資経験年数が1年以上あること。</u></p> <p><u>(15) 反社会的勢力（法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。）の一員でないこと。</u></p> <p><u>(16) その他当社が定める基準を満たしていること。</u></p>	<p><u>(12) 外国為替証拠金取引「外貨 ex」において当社が定める基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(13) 取引担当者が店頭通貨バイナリーオプションの知識について当社が定める水準を超えていることが確認でき、またその他デリバティブ取引に関する投資経験年数が1年以上あること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(14) その他当社が定める基準を満たしていること。</u></p>
<p>第 8 条 （口座の開設 手続および名義）</p>	<p>1. 当社がお客さまの外貨 ex 口座の開設を承諾した場合、当社は、お客さまに対して書面により外貨 ex 口座の口座番号および初期パスワード（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。本口座の口座番号およびパスワードは、外貨 ex 口座と同一です。お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した外貨 ex 口座の口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更の後、個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。</p> <p>（省略）</p> <p>4. お客さまが前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客さまの本口座および外貨 ex 口座、投資信託口座の機能の全部もしくは一部を停止または閉鎖することができます。また、当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客さまに対して情報提供を求めた場合には、お客さまは合理的な範囲でこれに応じるものとします。</p>	<p>1. 当社がお客さまの外貨 ex 口座の開設を承諾した場合、当社は、お客さまに対して書面により外貨 ex 口座の口座番号および初期パスワード（以下「口座番号等」といいます。）を通知します。本口座の口座番号およびパスワードは、外貨 ex 口座と同一であるため、お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した外貨 ex 口座の口座番号等と一致した場合にのみ、初期パスワードから新たなパスワードへの変更が求められ、変更後に個別取引を開始することができます。なお、お客さまは、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けると共に、お客さまの管理上の必要に応じ、一定期間ごとまたは不定期に、お客さまの責任で、当社の所定の方法により変更するものとします。</p> <p>（省略）</p> <p>4. お客さまが前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客さまの本口座および外貨 ex 口座または、投資信託口座の機能の全部もしくは一部を停止または閉鎖することができ、<u>お客さまはこれに異議を述べないものとします。</u>また、当社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客さまに対して情報提供を求めた場合には、お客さまは合理的な範囲でこれに応じるものとします。</p>

<p>5. お客さまは、口座番号等が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客さまの口座番号等により、第三者が行った全ての取引についての責任はお客さまご本人が負担するものとします。また、お客さまが、第三者にお客さまの口座番号等を使用させたことに関して当社に損害等が生じた場合には、お客さまは、当社に対して、かかる損害等を賠償、補償または補填するものとします。</p> <p>6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客さまは当社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申込時にお客さまが提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客さまは直ちに当社に対して通知するものとします。なお、当社が提供する他のサービス等において、必要情報の更新があった場合は、当社にてお客さまの必要情報が一致する状態に変更することがあります。</p> <p>7. お客さまが、本取引を行うことは、法律、政令、規則その他の法令（以下「法令等」といいます。）、行政機関の規則・ガイドラインその他規制等、自主規制機関の規制等および定款その他の社内規則（お客さまが法人の場合）に違反せず、また本取引のために必要な法令上の手続き（許認可の取得、司法・行政機関等への報告・届け出等を含みます。）および社内手続き（お客さまが法人の場合）はその全てが履践されているものとします。</p>	<p>5. お客さまは、口座番号等が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客さまの口座番号等により、第三者が行った全ての取引についての責任はお客さまご本人が負担するものとします。また、<u>第三者がお客さまの口座番号等を使用して本取引を行うことによりお客さまに生じた損害について、当社は、故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負担しないものとします。</u>さらに、お客さまが、第三者にお客さまの口座番号等を使用させたことに関して当社に損害等が生じた場合には、お客さまは、当社に対して、かかる損害等を賠償、補償または補填するものとします。</p> <p>6. 本口座の開設の申し込みに際して、お客さまは当社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申込時にお客さまが提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客さまは直ちに当社に対して通知するものとします。<u>お客さまが申込時に事実と異なる必要情報を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客さまが当社に対して変更の通知をしなかった場合には、これらに起因してお客さまに生じた一切の責任はお客さまが負担するものとし、当社は、故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。</u>なお、当社が提供する他のサービス等において、必要情報の更新があった場合は、当社にてお客さまの必要情報が一致する状態に変更することがあります。</p> <p>7. お客さまが、本取引を行うことは、法律、政令、規則その他の法令（以下「法令等」といいます。）、行政機関の規則・ガイドラインその他規制等、自主規制機関の規制等および定款その他の社内規則（お客さまが法人の場合）に違反せず、また本取引のために必要な法令上の手続き（許認可の取得、司法・行政機関等への報告・届け出等を含みます。）および社内手続き（お客さまが法人の場合）はその全てが履践されているものとし、<u>これらに違反したことによりお客さままたは当社に生じた一切の損害はお客さまが負担するものとします。</u></p>
--	---

<p>第 10 条 (本サービス提供の一時停止)</p>	<p>1. 当社判断により、以下のいずれかに該当する場合には、取引を停止させていただきます場合がございます。</p> <p>(省略)</p> <p>2. <u>前項各号の事由等により本システムに障害等が発生した場合、当社は、取引画面での表示その他の方法により、お客さまに対して注意事項等の通知または公表を行うことがあります。お客さまは、これらの当社による通知・公表に十分に留意した上で、本取引を行うものとします。</u></p>	<p>当社判断により、以下のいずれかに該当する場合には、取引を停止させていただきます場合がございます。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第 14 条 (注文の受付)</p>	<p>1. お客さまの本システムを利用した注文は、お客さまが Web サイトにおいて注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。</p> <p>2. システム障害等の理由により当社が本システムを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、別途当社が認める場合以外の注文の受付は一切行わないものとします。</p>	<p>1. お客さまが本システムを利用して当社へ発注する注文は、お客さまが Web サイトにおいて注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受け付けた時点で完了するものとします。</p> <p>2. <u>前項にもかかわらず、システム障害等の理由により当社が本システムを運営できない状況が発生した場合には、電話、FAX、電子メールその他手段を問わず、別途当社が認める場合以外の注文の受付は一切行わないものとします。</u></p>
<p>第 16 条 (注文の受注)</p>	<p>お客さまが本システムを利用して当社に対して注文を行ったとしても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は、全ての注文の受注を行わないものとします。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>1. お客さまが本システムを利用して当社に対して注文を行ったとしても、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は、全ての注文の受注を行わないものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>2. <u>お客さまの注文ミスまたはお客さまが必要な確認を怠ったために、注文が成立され、または成立されなかった場合、当社は一切責任を負わないものとします。</u></p>

<p>第 24 条 (届出事項の変更)</p>	<p>当社に届け出たお客様の氏名もしくは名称、<u>電話番号</u>、住所もしくは事務所の所在地その他当社が定める事項に変更があった時は、お客様は、当社に対し直ちに当社の所定の方法をもってその旨の届け出をするものとします。</p>	<p>当社に届け出たお客様の氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地その他当社が定める事項に変更があった時は、お客様は、当社に対し直ちに当社の所定の方法をもってその旨の届け出をするものとします。</p>
<p>第 25 条 (報告書等の作成および提出)</p>	<p>お客様は、お客様にかかる本取引の内容その他について、日本国の政府機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、当社がかかる報告をすることを異議なく承諾するものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>1. お客様は、お客様にかかる本取引の内容その他について、日本国の政府機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、当社がかかる報告をすることを異議なく承諾するものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社に故意または重大な過失がない限り、当社は免責されるものとします。</u></p>
<p>第 27 条 (免責事項)</p>	<p>1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害につき故意または重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(16) お客様が適正に口座番号等を管理しなかったため、第三者がお客様の口座番号等を使用して本取引を行うことによりお客様に生じた損害。</u></p> <p><u>(17) お客様が申し込み時に事実と異なる必要情報を提供した場合、または必要情報の変更にもかかわらずお客様が当社に対して変更の通知をしなかった場合に、これらに起因してお客様に生じた一切の損害。</u></p> <p><u>(18) お客様が、本取引を行うに際し、法律、政令、規則その他の法令(以下「法令等」といいます。)、行政機関の規則・ガイドラインその他規制等、自主規制機関の規制等および定款その他の社内規則(お客</u></p>	<p>1. 次に掲げる損害については、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

	<p>さまが法人の場合)に違反し、または、本取引のために必要な法令上の手続き(許認可の取得、司法・行政機関等への報告・届出等を含みます。)および社内手続き(お客さまが法人の場合)に違反したことによりお客さまに生じた損害。</p> <p>(19) <u>お客さまの注文ミスまたはお客さまが必要な確認を怠ったために、注文が約定された、または約定されなかったことによりお客さまに生じた損害。</u></p> <p>(20) <u>第25条の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に起因してお客さまに発生した一切の損害。</u></p> <p>(21) <u>その他当社の責めによらない事由により生じた損害。</u></p> <p>(省略)</p> <p>3. <u>本条1項及び2項の規定は、お客さまと当社との本約款に基づく契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、適用されません。この場合であっても、当社の過失(重大な過失を除きます。)によりお客さまに生じた損害のうち、当社またはお客さまが予見したか、または予見し得たかにかかわらず、特別の事情によって生じた損害に関し、当社は一切責任を負わないものとし、また、通常生ずべき損害に関し、当社がお客さまに対して負う損害賠償義務の範囲は、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、当該損害の発生時から過去1カ月の間においてお客さまが本口座に入金した金額の総額を上限とします。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(16) <u>その他当社の責めによらない事由により生じた損害。</u></p> <p>(省略)</p> <p>3. <u>システムの故障その他の事由により本システムに障害が発生した場合、当社は、取引画面での表示その他の方法により、お客さまに対して注意事項等の通知または公表を行うことがあります。お客さまは、これらの当社による通知・公表に十分に留意した上で、本取引を行うものとします。</u></p>
<p>第28条 (反社会的勢力の排除)</p>	<p>1. <u>お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>1. <u>お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</u></p> <p>(省略)</p>

<p>第 29 条 (本口座の停止または閉鎖)</p>	<p>(省略)</p> <p>(3) 第 38 条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意しない時。</p> <p>(4) お客さまが本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した時。</p> <p>(省略)</p> <p>(7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると合理的に認めた時。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、<u>当社は、本口座を閉鎖できることとします。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(2) お客さまが本約款の重要な条項のいずれかに違反し、<u>本取引を継続することが困難であると当社が合理的に判断し、当社が本口座の閉鎖を通告した時。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(6) お客さまが本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した時。<u>ただし、第 6 条第 2 項（個人のお客さまの場合）第 15 号および第 6 条第 2 項（法人のお客さまの場合）第 16 号の時を除く。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(10) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると合理的に認めた場合。</p>	<p>(省略)</p> <p>(3) 第 37 条に定める本約款および取引説明書の変更にお客さまが同意しない時</p> <p>(4) お客さまが本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した<u>場合。</u></p> <p>(省略)</p> <p>(7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた<u>場合。</u></p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は閉鎖されることとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(2) お客さまが本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本口座の閉鎖を通告した時。</p> <p>(省略)</p> <p>(6) お客さまが本約款の第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと当社が合理的に判断した場合</p> <p>(省略)</p> <p>(10) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が本口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p>
---	---	--

	<p>(省略)</p> <p>6. 前三項に基づく清算の後、本口座内に余剰の金銭が残存している場合には、当社は、お客さまに対して当該金銭を返還するものとします。<u>返還方法は、当社に登録いただいている銀行口座へ振り込む方法により行います。ただし、当該口座への振り込みができない場合は、この限りではありません。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>6. 前三項に基づく清算の後、本口座内に余剰の金銭が残存している場合には、当社は、お客さまに対して当該金銭を返還するものとします。</p> <p>(省略)</p>
<p>第 38 条 (本約款の変更)</p>	<p>本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示があった時<u>その他業務上の必要が生じた時に、民法第 548 条の 4 に基づき改訂されることがあります。当社は、本約款を改訂する場合、その旨および改訂後の規定の内容ならびに効力発生日を効力発生日までに原則として当社の運営する Web サイトに掲載する方法により周知します。</u></p>	<p>本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示により、<u>またはその他必要が生じた時に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限するまたはお客さまに新たな義務を課すものである時は、当社は、原則として当社の運営する Web サイトにおける情報通信の方法により、お客さまから当該変更について同意をいただくものとします。この場合、お客さまは、原則として Web サイト等にて当該変更に同意いただいた場合に限り、本約款の改訂後も本取引を継続できるものとします。なお、当社は、かかる同意をいただいた後、お客さまのご要望に応じ、書面にて新たな約款を送付するものとします。</u></p>